

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 41 | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを低減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和5年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|--|
| ①事務の名称 | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 |
| ②事務の概要 | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)の別表第1の項番101の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 |
| ③システムの名称 | 既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム、緊急支援給付金システム、税務宛名システム |

2. 特定個人情報ファイル名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金関連ファイル(住民情報・課税状況・照会用転入者・住登外課税者ファイル・支給台帳等)

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|------------------------|
| 法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 |
|--------|------------------------|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | |
|---------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2の121の項 |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|----------|
| ①部署 | 福祉部福祉政策課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉政策課長 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|-----|---|
| 請求先 | 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 |
|-----|---|

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 |
|-----|---|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年9月30日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年11月14日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--------------|---|
| [基礎項目評価書] | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [○] 内部監査 |
| | | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |

変更箇所